

令和7年度 第1回 蕪崎市地域公共交通会議

日 時：令和7年5月22日（木）

10時00分～

会 場：蕪崎市役所4階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

議案第1号 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

議案第2号 令和7年度蕪崎市地域公共交通会議予算（案）について

議案第3号 蕪崎市地域公共交通会議監事の選任について

議案第4号 蕪崎市地域公共交通会議設置要綱の改正について

その他① AI オンデマンドバス利用状況について

② 市民バス体育館線の運行開始について

4 そ の 他

5 閉 会

議案第 1 号

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

昨年度に引き続き、市民バス竜岡線を幹線系統（増富温泉郷線、大草経由甲府駅線など）に接続するフィーダー（支線）系統と位置付け、別紙のとおり「韮崎市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」を策定する。

※フィーダー系統

フィーダーとは「支線」を意味する。市町村を跨り輸送量が多い路線を「幹線系統」と位置付け、その路線に接続するコミュニティバスを「フィーダー系統」という。

令和7年5月22日

(名称) 韮崎市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市には近隣市を跨り運行しているバス路線が5路線あり、また、市内のみを走行する市民バスが4路線（社会福祉村線、円野線、穂坂線、竜岡線）運行している。それらの9路線は必ず韮崎駅を経由するため、韮崎駅が鉄道、バスまたタクシー等の公共交通の交通結節点となっており、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要な不可欠な交通として機能している。

しかしながら、市内の一部地域においては交通手段が確保されておらず公共交通空白（不便）地域となっており、交通弱者等は生活に必要な移動手段の確保に不安を感じている状況である。

平成30年度から運行を開始した竜岡線は、竜岡地区の地区内を走行できるようにワゴンバスで運行し、地区内から駅や医療機関などへのアクセスを容易にすることで、市民生活の足となるような公共交通サービスの提供を行っており、竜岡地区の住民の生活に不可欠な当該路線を存続していくことが必要である。

このため、地域内フィーダー系統確保維持事業により、市民バス竜岡線を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

竜岡線の令和6年度の経常収支率は8.74%であり、前年度7.21%で、増加率は約121%であった。また、1,703回の運行に対し、7,589人乗車したので、運行1回当たりの乗車人数は4.4人であり、前年度3.7人で、増加率は約119%であった。

コロナ禍が収束し、利用者数が徐々に増え始めていたが、AI オンデマンドバスを導入した現状を鑑みて、令和8年度目標は、現状維持とし、令和10年度までに経常収支率8.9%以上、運行1回当たりの乗車人数は4.6人以上を目標として定める。

令和8年度 経常収支率8.7%以上、運行1回当たりの乗車人数は4.4人以上

令和9年度 経常収支率8.8%以上、運行1回当たりの乗車人数は4.5人以上

令和10年度 経常収支率8.9%以上、運行1回当たりの乗車人数は4.6人以上

<p>(2) 事業の効果</p>								
<p>竜岡線を維持することにより、竜岡地区内から各種公共施設、医療機関、食料品店、また他市に向かう交通機関などにアクセスしやすくなり、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。</p>								
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民バスの利用状況を把握し、利便性の向上を図る（葦崎市、事業者、地域） ・ AI オンデマンドバスの利用方法の周知（葦崎市） ・ AI オンデマンドバスの利用促進を図る（葦崎市、(有) 葦崎タクシー） 								
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>								
<p>別添の表1（P6）のとおり。</p>								
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>								
<p>葦崎市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p>R6 実績</p> <table border="0"> <tr> <td>運行委託費</td> <td>8,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>運賃収入</td> <td>△400,000 円</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td>△3,710,000 円</td> </tr> <tr> <td>葦崎市負担金</td> <td>3,890,000 円</td> </tr> </table>	運行委託費	8,000,000 円	運賃収入	△400,000 円	国庫補助金	△3,710,000 円	葦崎市負担金	3,890,000 円
運行委託費	8,000,000 円							
運賃収入	△400,000 円							
国庫補助金	△3,710,000 円							
葦崎市負担金	3,890,000 円							
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者等への調査から利用者数・収支率等の実数値を把握し、評価・検討を行う。 ・ オンデマンドバス利用状況についてアンケート調査を行う。(7月予定) 								
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準（ホ）ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>								
<p>該当なし</p>								
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準（ニ）に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>								
<p>該当なし</p>								
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>								
<p>該当なし</p>								

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添表5（P7）のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
該当なし

(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年6月24日 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について 蕨崎市地域公共交通計画策定について（報告） ・ 令和6年12月11日 市民バス竜岡線AIオンデマンド運行事業 運行計画（案） ・ 令和7年1月29日 令和6年度蕨崎市地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価について
19. 利用者等の意見の反映状況
<p>地区長協議、地区全体協議、地区説明会を行い、利用者の声を直接聴き計画へ反映させた。</p> <p>【反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 真葛地区のバス停留所の位置を変更 ・ 中学生等が利用できるように運行ルートを変更 ・ 高校生の割引運賃の実施 ・ AIオンデマンドバス導入によるミーティングポイントの設置（18箇所⇒95箇所）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山梨県蕨崎市水神一丁目3番1号

(所 属) 財務政策課 政策調整担当

(氏 名) 金丸 智哉

(電 話) 0551-45-9223

(e-mail) tomoya.kanemaru@city.nirasaki.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
韮崎市	有限会社韮崎タクシー	(1) 竜岡線	韮崎市立病院 (18:06分発)	韮崎駅 ライフガーデン にらさき	竜岡中 央 公民館	往 11.3km 復 km	244日	244回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の増富温泉郷線、大草経由甲府駅線、敷島経由甲府駅線とJR中央線韮崎駅で接続	③
	有限会社韮崎タクシー	(2) 竜岡線	竜岡中央公民館 (7:48分発) (17:21分発)	韮崎駅	韮崎市 立病院	往 11.1km 復 km	364日	728回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の増富温泉郷線、大草経由甲府駅線、敷島経由甲府駅線とJR中央線韮崎駅で接続	③
	有限会社韮崎タクシー	(3) 竜岡線	韮崎駅 (7:12分発)	韮崎市役所前	竜岡中 央 公民館	往 9.3km 復 km	364日	364回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の増富温泉郷線、大草経由甲府駅線、敷島経由甲府駅線とJR中央線韮崎駅で接続	③
	有限会社韮崎タクシー	(4) 竜岡線	竜岡中央公民館 (6:43分発)	韮崎市役所前	韮崎駅	往 9.4km 復 km	244日	244回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統の増富温泉郷線、大草経由甲府駅線、敷島経由甲府駅線とJR中央線韮崎駅で接続	③
	有限会社韮崎タクシー	(5) 竜岡線	(オンデマンドバス)	竜岡線地域内		往 km 復 km	364日	3,604回			区域運行	①	補助対象地域間幹線系統の増富温泉郷線、大草経由甲府駅線、敷島経由甲府駅線とJR中央線韮崎駅で接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	蕪崎市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	29,067
交通不便地域等	1,646

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
929	清哲町	山村振興法
717	円野町	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
蕪崎市地域公共交通計画	令和6年3月	—

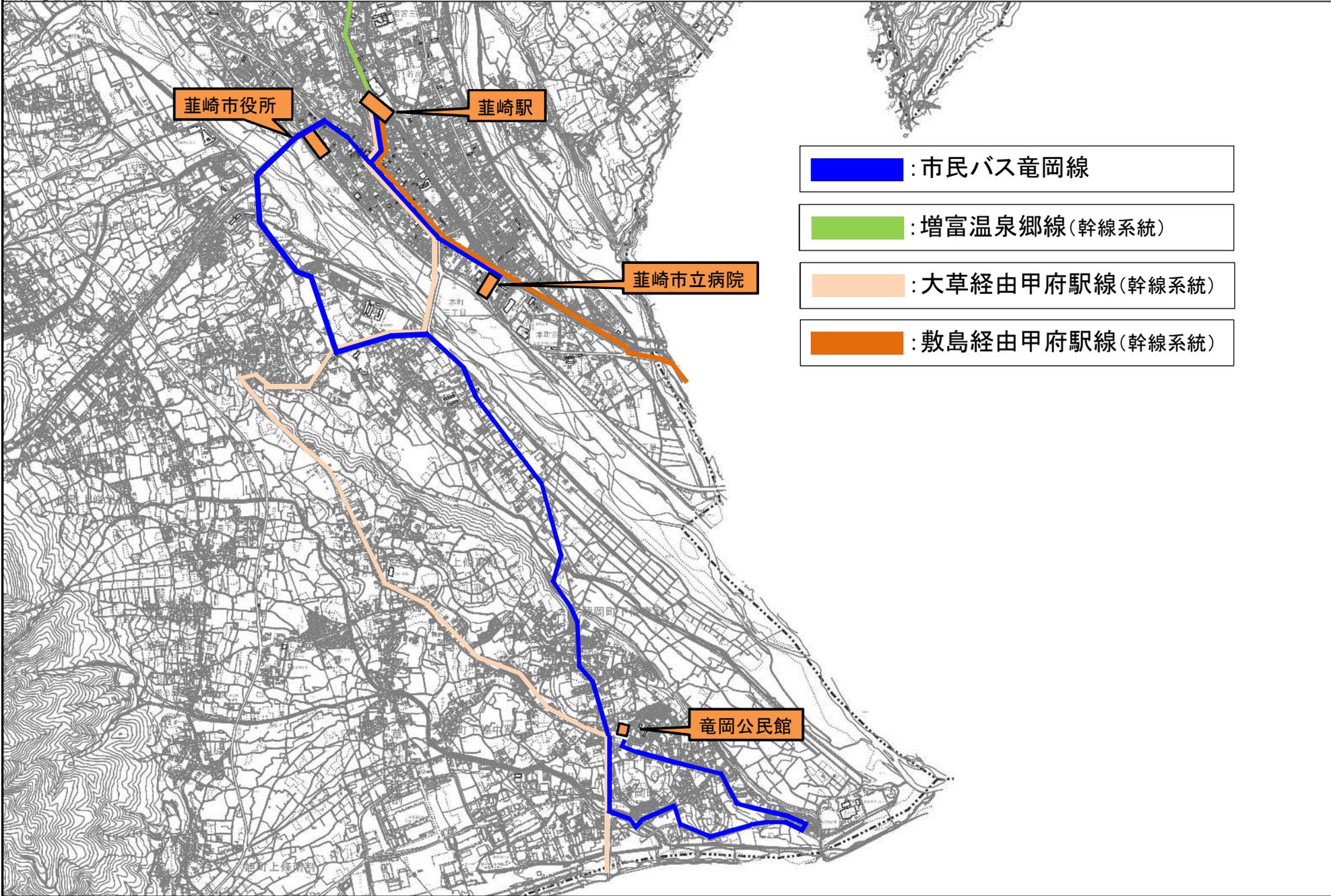
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

別添1 竜岡線全体図



縮尺 1 : 20000

別添2 竜岡線時刻表

令和4年9月1日改正

葦崎市立病院行						竜岡中央公民館行						
バス停名		発車（通過）時間				主な運賃		バス停名		発車（通過）時間		
自由乗降区間	竜岡中央公民館	○	6:43	7:48	AIデマンド交通	17:21	病院から		葦崎市立病院	-	○	18:06
	越道公民館	○	6:45	7:50		200			保健福祉センター	-	○	18:07
	スカイタウン公民館	○	6:46	7:51		200			葦崎小学校	-	○	18:08
	真葛	○	6:48	7:53		200			山梨中央銀行前	-	○	18:09
	坂の上	○	6:51	7:56		200	駅から	7:12	葦崎駅		○	18:10
	坂の上北	○	6:53	7:58		200	200		ライフガーデンにらさき	-	○	18:13
	力石入口	○	6:54	7:59		200	200		平和観音入口	7:14	○	18:15
	若尾新田南	○	6:55	8:00		200	200		葦崎市役所前	7:17	○	18:18
自由乗降区間	定住促進住宅前	○	6:56	8:01		200	200	自由乗降区間	県営若尾団地前	7:19	○	18:20
	県営若尾団地前	○	7:01	8:06		200	200		定住促進住宅前	7:24	○	18:25
	葦崎市役所前	○	7:06	8:16		200	200		若尾新田南	7:25	○	18:26
	葦崎駅	○	7:10	8:20		200	200		力石入口	7:26	○	18:27
	ライフガーデンにらさき	-	-	-		200	200		坂の上北	7:27	○	18:28
	平和観音入口	-	-	8:22		200	200		坂の上	7:28	○	18:29
	山梨中央銀行前	-	-	8:24		200	200	自由乗降区間	真葛	7:31	○	18:32
	葦崎小学校	-	-	8:25		200	200	自由乗降区間	スカイタウン公民館	7:33	○	18:34
	保健福祉センター	-	-	8:27		200	200	自由乗降区間	越道公民館	7:35	○	18:36
	葦崎市立病院	-	-	8:28		200	200	自由乗降区間	竜岡中央公民館	7:37	○	18:38

AIデマンド交通

■運休について

○印のある便は土・日曜、祝日、12月29日～1月3日運休、1月1日は全ての便が運休します。その他、天候や交通状況により運休となる場合がありますので、ご了承ください。

■割引について

【定期券】
 通勤定期 ⇒ 1ヶ月(30%引き)・3ヶ月(33%引き)・6ヶ月(37%引き)
 通学定期 ⇒ 1ヶ月(40%引き)・3ヶ月(43%引き)・6ヶ月(47%引き)・12ヶ月(70%引き)
 【小児・中学・高校生割引】小児(小学生以下)・中学生・高校生 ⇒ 全区間1回100円、年間パス21,600円
 【高齢者・障がい者割引】高齢者(65歳以上)・障がい者 ⇒ 全区間1回100円、3ヶ月パス3,000円、年間パス12,000円
 【ホリデー割引】全利用者 ⇒ 土・日曜、祝日 全区間1回100円
 【学生割引】竜岡線は学生割引の対象路線ではありません。

※ 3ヶ月パス、年間パス及び市民バス定期券は 山交葦崎営業所 または 山梨交通葦崎駅前案内所 でお求め下さい。

- 1 運行系統名：竜岡線
- 2 運行態様の別：令和7年10月～令和8年9月（朝夕：路線定期運行、日中：区域運行）

◆令和7年度（令和7年10月1日～令和8年9月30日）

運行系統(1)

	年間日数	計画運行日数	計画運行回数 (1日当たり)	計画運行回数	備考
平日	244	244	1	244	
休日	121	0	0	0	12/29～1/3は休日運行、1/1は運休
合計	365	244		244	

運行系統(2)

	年間日数	計画運行日数	計画運行回数 (1日当たり)	計画運行回数	備考
平日	244	244	2	488	
休日	121	120	2	240	12/29～1/3は休日運行、1/1は運休
合計	365	364		728	

運行系統(3)

	年間日数	計画運行日数	計画運行回数 (1日当たり)	計画運行回数	備考
平日	244	244	1	244	
休日	121	120	1	120	12/29～1/3は休日運行、1/1は運休
合計	365	364		364	

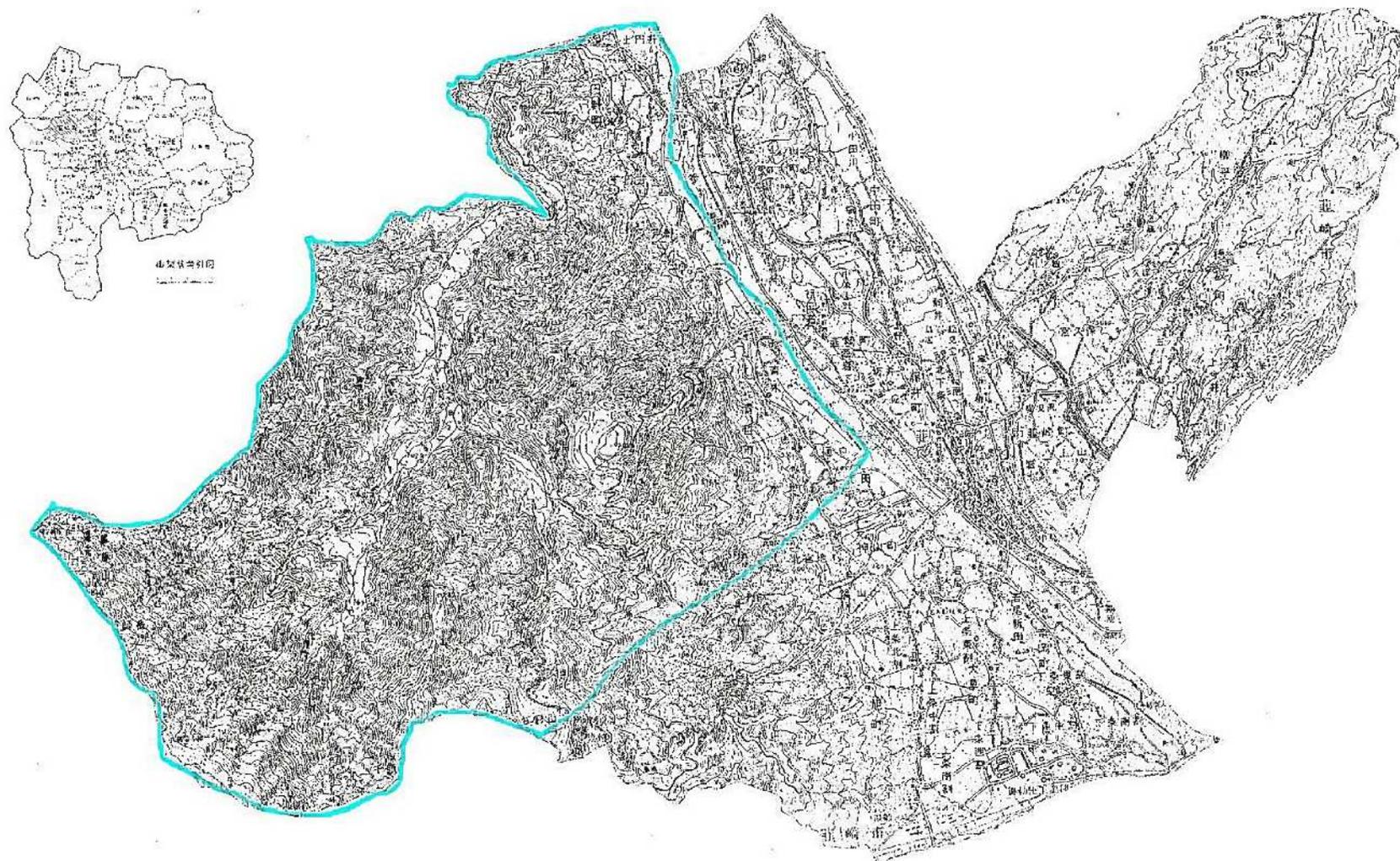
運行系統(4)

	年間日数	計画運行日数	計画運行回数 (1日当たり)	計画運行回数	備考
平日	244	244	1	244	
休日	121	0	0	0	12/29～1/3は休日運行、1/1は運休
合計	365	244		244	

運行系統(5) ※AIオンデマンド交通

	年間日数	計画運行日数	計画運行回数 (1日当たり)	計画運行回数	備考
平日	365	364	9.9	3,604	4月乗車実績：298人 日数：30日
合計	365	364		3,604	

斐崎市

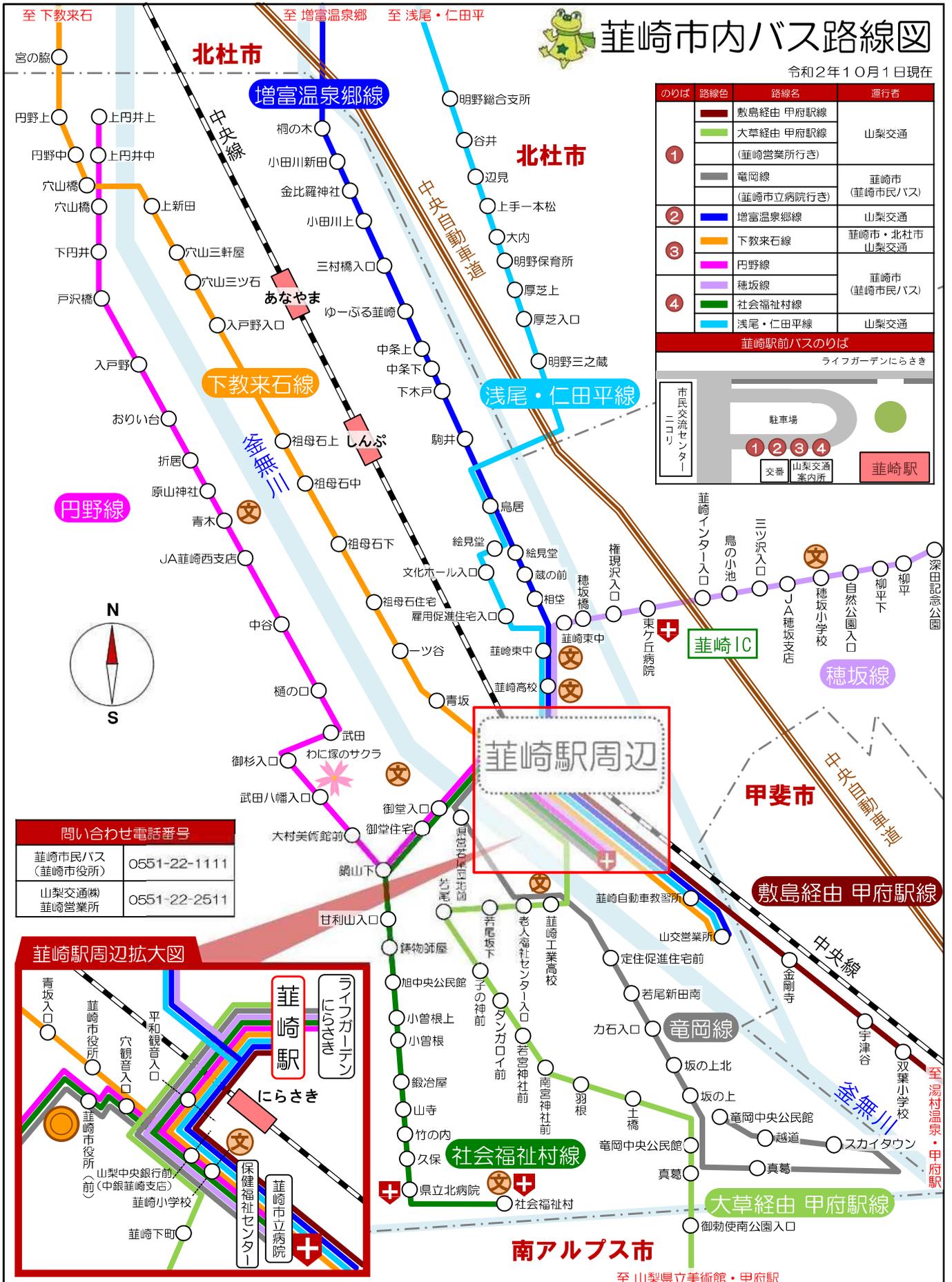


別添 5

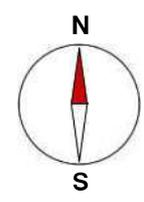


韮崎市内バス路線図

令和2年10月1日現在



のりば	路線色	路線名	運行者
①	■	敷島経由 甲府駅線	山梨交通
	■	大草経由 甲府駅線	
	■	(韮崎営業所行き)	
②	■	増富温泉郷線	山梨交通
	■	下教来石線	
③	■	丸野線	山梨交通
	■	穂坂線	
④	■	社会福祉村線	山梨交通
	■	浅尾・仁田平線	



問い合わせ電話番号	
韮崎市民バス (韮崎市役所)	0551-22-1111
山梨交通(株) 韮崎営業所	0551-22-2511



韮崎駅周辺

至 山梨県立美術館・甲府駅

議案第2号

令和7年度 韮崎市地域公共交通会議予算（案）

1. 歳入

（単位：円）

科目	本年度予算額	摘要
補助金	3,963,000	地域内フィーダー系統確保維持改善事業費補助金（国庫補助金）※令和7年度実績見込額
補助金	1,000	市補助金
合計	3,964,000	

2. 歳出

（単位：円）

科目	本年度予算額	摘要
委託料	3,963,000	市民バス竜岡線運行委託料 （国庫補助金分）
手数料	1,000	事業者への振込料
合計	3,964,000	

注意点: 令和7事業年度より、**補助対象事業者が活性化法法定協議会のみ**となりました。

令和7事業年度交付申請(令和7年11月末)より、**交付申請者が活性化法法定協議会**となります※フィーダー補助のみ

補助金を受領するための**法定協議会の口座開設が必要となるため、(原則、自治体の会計口座への振込は不可)**口座開設に向けて準備を進めてください



口座開設に向けて、ご自身の自治体の財務規定や、法定協議会がどのような位置付けとなっているのかなど、まずはよく確認をしましょう。
※協議会としての口座開設が難しい場合はご相談下さい。

21

1. 補助要件

1-2. 補助要件(経過措置終了後の留意点)

2. 年間スケジュール(計画認定～入金までの流れ)

3. 計画認定申請書作成のポイント

4. 交付申請に備えて準備すること

22

議案第3号

蕪崎市地域公共交通会議監事（案）の選任について

蕪崎市地域公共交通会議における監事については、蕪崎市地域公共交通会議設置規約第10条の規定により、委員の中から必要に応じて2名を選任することとなっております。

つきましては、次の方を本会議の監事として選出します。

（監事） 東日本旅客鉄道株式会社 蕪崎駅長 
蕪崎市 建設課長 谷 宗久

議案第4号

韮崎市地域公共交通会議設置要綱の改正について

これまでは一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度において、地域公共交通会議で協議し、届け出を行うこととなっておりましたが、令和5年10月より、独占禁止法上のカルテルにあたる疑義が生じないよう、地域公共交通会議とは別に運賃協議会を開催する必要があるため、韮崎市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正し、運賃又は料金に関する事項については、運賃協議会にて協議を行うものとする。

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ ()内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、韮崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項

ただし、乗合旅客輸送の賃金・料金に関する事項は、別に定める構成員にて協議を行う。

(2) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

(3) 交通会議の運営方法

(4) その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 市長及びその指名する者

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

(3) 住民又は利用者の代表

(4) 関東運輸局山梨運輸支局長又はその指名する者

(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(6) 山梨県における関係行政機関の職員

(7) 学識経験者その他交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない
ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は市長とし、副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。
- 5 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 地域公共交通に関する相談、苦情及びその他に対応するため、総合政策課に連絡及び相談窓口を置くものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(軽微な事項に関する取扱い)

第8条 運行回数、運行時刻等の軽微な変更については、交通会議への報告事項とする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、第3条に定める構成員の中から、会長が指名する。
- 3 前項の委員のほか、交通会議が必要と認めた者を幹事会の委員とすることができる。
- 4 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、財務政策課において処理する。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際廃止前の蕪崎市地域公共交通会議設置要綱（平成21年1月蕪崎市訓令乙第2号）の規定により市長から委嘱された委員は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該委員に委嘱された者の任期は、廃止前の蕪崎市地域公共交通会議設置要綱の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

その他 ①

AIオンデマンドバス利用状況について

(令和7年2月1日から令和7年4月31日)

○AIオンデマンドバス導入経緯

市民バスの利便性向上及び満足度の向上を図るため、市民バス竜岡線では、これまで18か所の停留所を設置していたが、より自宅近くからの乗車を可能とするため、18箇所の停留所を含め、合計95箇所のミーティングポイントを設置し、市民バス竜岡線に令和7年2月より、AIオンデマンド交通を導入した。

①市民バス竜岡線乗車実績 (②+③)

	2月	3月	4月	合計
導入前	561	631	662	1854
導入後	438	431	458	1327
増減	-123	-200	-204	-527

②AIオンデマンド利用実績

	2月	3月	4月	合計
導入前	338	409	349	1096
導入後	248	270	298	816
増減	-90	-139	-51	-280

③朝・夕定時定路線運行利用実績

	2月	3月	4月	合計
導入前	224	232	314	770
導入後	191	171	161	523
増減	-33	-61	-153	-247

登録者数推移

	2月	3月	4月
登録者延べ人数	232名	276名	309名

AIオンデマンドバス年代別利用実績

年代	2月	3月	4月	合計
10代	18	24	25	67
20代	8	11	15	34
30代	21	10	10	41
40代	6	12	24	42
50代	2	15	30	47
60代	43	46	29	118
70代	51	63	60	174
80代	96	76	101	273
90代	3	13	4	20
合計	248	270	298	816

予約方法比率

	2月	3月	4月
アプリ予約	58%	51%	46.7%
電話予約	42%	49%	53.3%

その他 ②

市民バス体育館線の運行開始について

令和7年9月葦崎中央体育館プレオープンに伴い、葦崎駅から葦崎中央体育館までのバス路線を新設し、市民バス体育館線の運行を開始します。

運行については、市民バス竜岡線の車両を活用し、通勤・通学時などの利用率が高い時間を除き、一部時間帯において、1日3便、葦崎駅と葦崎中央体育館を往復します。

また、運行経路については、地区からの要望等により、市道葦崎1号線を運行し、葦崎駅・富士見ヶ丘公民館・葦崎中央体育館の3か所に停留所を設置します。

1 体育館線概要（葦崎駅から葦崎中央体育館）

(1) 運行事業者

有限会社葦崎タクシー

(2) 運行形態

路線定期運行

(3) 運行経路

体育館行 葦崎駅→富士見ヶ丘公民館→葦崎中央体育館

葦崎駅行 葦崎中央体育館→富士見ヶ丘公民館→葦崎駅

(4) 運行車両

ワンボックス車両（乗車定員12名）1台

※現在、市民バス竜岡線で運行中の車両。

(5) 運行時間

市民バス竜岡線において、通勤・通学時などの利用率が高い時間を除き、下記時間において1日3便、市民バス体育館線の運行を行います。

運行時間：① 9：15～9：35 ② 12：40～13：00

③ 15：45～16：05

(6) 運行開始日

令和7年9月1日（月）

(7) 運賃

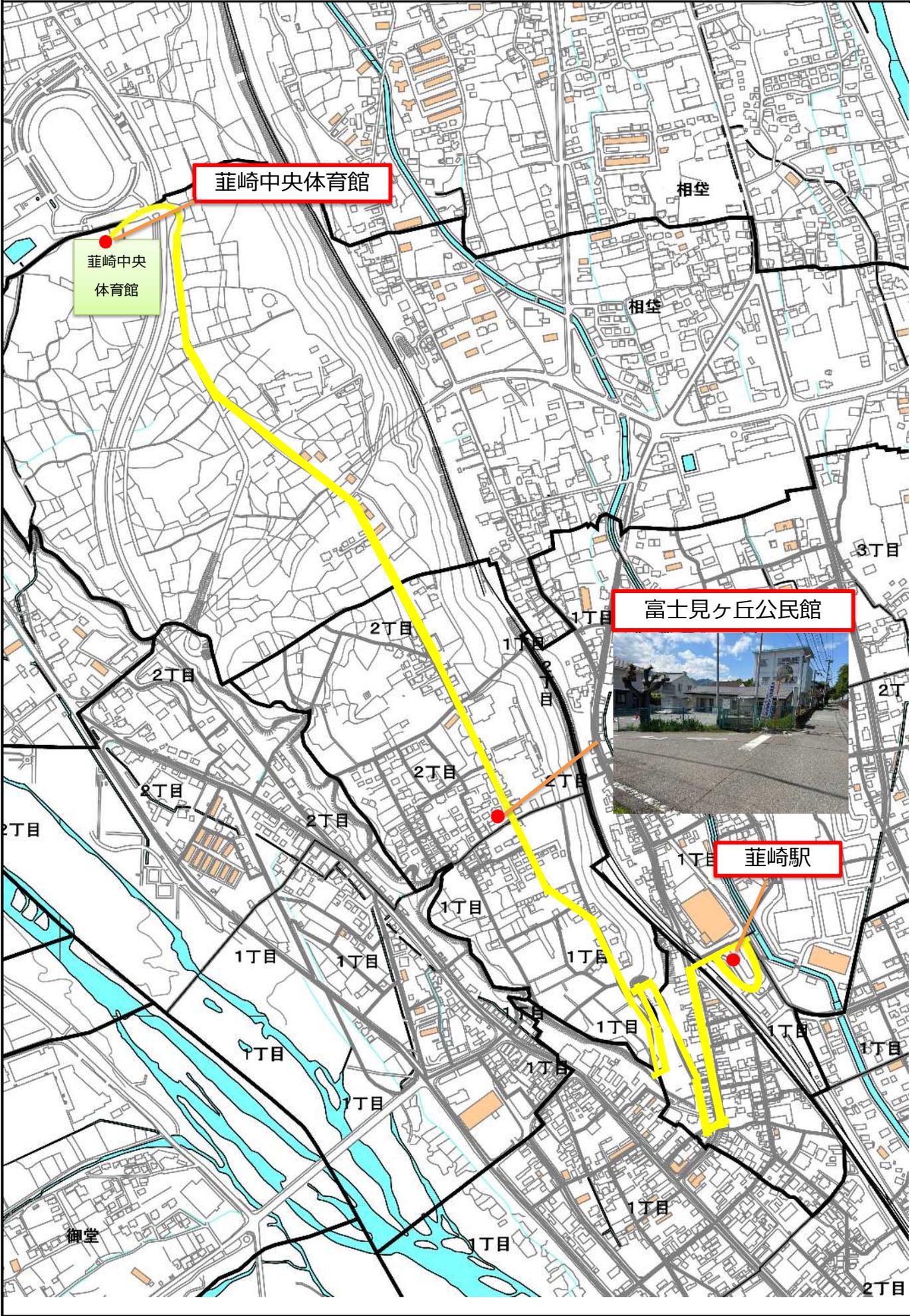
	対象	金額
運賃	大人	200円
	乳幼児（未就学児）	無料
	小児（小学生）	100円
	学生（中学生・高校生）	100円
	高齢者	100円
	障がい者	100円
決済手段	現金	降車時

2 竜岡線運行見直し（変更箇所のみ）

(1) AI オンデマンドバス運行時間

【現在運行時間】 9:00～17:00

【令和7年9月1日より】 ①9:35～11:20 ②13:00～15:30



韮崎中央体育館

韮崎中央
体育館

相埜

相埜

3丁目

富士見ヶ丘公民館



韮崎駅

御堂

2丁目

韮崎市地域公共交通会議規約

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、韮崎市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所内に置く。

(事業)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 市の地域旅客輸送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 市営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(委託)

第4条 交通会議は、前条に規定する業務について、委託することができる。

(交通会議の構成員)

第5条 交通会議の委員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 韮崎市長が指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者又はその団体
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者又はその団体
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 関東運輸局山梨運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 道路管理者、甲斐警察署長又はその指名する者、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、市長が委嘱した日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。

- 2 欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期が満了し又は辞任により退任しても後任の役員が就任する

までの期間は、なおその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第7条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(会長、副会長の選任及び職務)

第8条 会長は、葦崎市長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、委員の内から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(職務委任)

第9条 会長は、その権限に属する一部の職務を副会長に委任することができる。

(監事及び出納監査)

第10条 交通会議に監事2名を必要に応じて置く。

2 監事は、委員の中から選任とする。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第11条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決定する。

4 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ又は会議へ出席を依頼し助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第12条 交通会議で協議が調った事項については、交通会議の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第13条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 14 条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、葦崎市財務政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(経費)

第 15 条 交通会議の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 16 条 交通会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各号に定めるもののほか、交通会議の予算編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第 17 条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和 5 年 1 月 23 日から施行する。

2 この交通会議の設立年度の会計年度については、第 16 条の規定に関らず、この規約の施行の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。